

高知県内で非住宅木造建築物を建てる場合は、
高知県非住宅建築物木造化促進事業をご活用ください



補助対象事業

事業区分	補助対象経費	補助上限額	補助率
【1】CLT 等先進的木造建築物の設計等	設計費	500 万円	1/2 以内
【2】非住宅木造建築物の設計等	部材の性能試験に 要する経費	500 万円 (設計費のみの 場合 300 万円)	
【3】非住宅建築物の木造化・木質化	木材購入費 プレカット費	400 万円 (下限額 50 万円)	
【4】軟弱地盤対策	基礎丸太杭購入費	50 万円	

補助対象者

事業区分	事業主体
【1】 【2】	建築主、市町村（1事業主体当たり1施設まで）
【3】 【4】	建築主（市町村を除く）



Check

事業区分【1】～【3】において「県と建築物木材利用促進協定を締結している場合」
 又は「高知県環境不動産の認定を受ける場合」は、上限に200万円が加算
される場合があります。

〈お問い合わせ窓口はこちら〉

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県 林業振興・環境部 木材産業振興課 需要拡大担当

TEL:088-821-4593 E-mail:030501@ken.pref.kochi.lg.jp

URL:<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025033000054/>

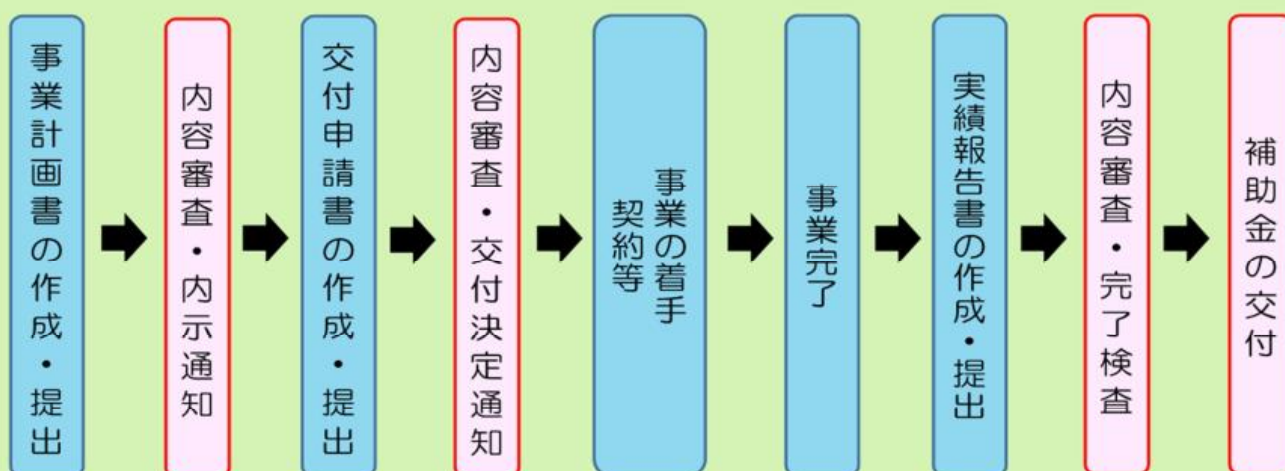
高知県 非住宅補助金



主な条件

【1】	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県内に整備する非住宅建築物 (1棟当たりの延べ面積が 500m² 以上の集合住宅を含む。) ・次の①又は②の条件を満たす木造建築物であること <ul style="list-style-type: none"> ①構造材に CLT を使用(0.05 m³/m²) ②地上4階建ての木造建築物(0.18 m³/m²)
【2】	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県内に整備する木造又は混構造の非住宅建築物 ・高知県産の木材を活用した製材品(0.18 m³/m²) ・次のいずれかの条件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ①耐火構造又は準耐火構造 ②延べ面積 500m² 以上 ③県内で開発された製品を活用(A型トラス、重ね透かし梁等)
【3】	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県内に整備する非住宅建築物 (1棟当たりの延べ面積が 500m² 以上の集合住宅を含む。) ・事業区分【1】【2】の設計の条件を満たす建築物又は県産材使用量 10m³ 以上の建築物 ・高知県産の木材を活用した製材品(0.18 m³/m²) ・構造用部材はJAS構造材のみ補助対象 ・内外装木質化のみを行う場合は、木造以外の構造の建物で木質化面積が建物の延べ床面積以上となる建築物
【4】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区分【3】の条件を満たす建築物に設置する基礎丸太杭 (皮剥ぎ加工が施されたもの)

補助金申請の流れ



凡例：

申請者

県